

平成19年第1回定例会

富良野市議会会議録（第7号）

平成19年3月19日（月曜日）

平成19年第1回定例会

富良野市議会会議録

平成19年3月19日(月曜日)午前10時03分開議

議事日程(第7号)

- 日程第1 議案第1号~第9号、
議案第16号、議案第17号、議案第19号~第22号、議案第25号
(予算特別委員長報告)
- 日程第2 議案第23号 富良野市スポーツ振興審議会条例の廃止について
- 日程第3 議案第24号 富良野市青少年問題協議会条例の廃止について
- 日程第4 議案第26号 富良野市重度心身障害者及びひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例の一部改正について
- 日程第5 議案第28号 指定管理者の指定について
(富良野看護専門学校学生寮)
- 日程第6 議案第29号 上川教育研修センター組合規約の変更について
- 日程第7 議案第30号 市道路線の認定及び廃止について
- 日程第8 議案第31号 中富良野町道路線の行政界を超える認定承諾及び道路管理の協議について
- 日程第9 議案第32号 富良野市議会委員会条例の一部改正について
- 日程第10 議案第33号 富良野市議会会議規則の一部改正について
- 日程第11 議案第18号 市立富良野図書館条例の全部改正について
(総務文教委員長報告)
- 日程第12 意見案第1号 特定健診・特定保健指導に関する意見書
- 日程第13 意見案第2号 後期高齢者医療制度の充実を求める意見書
- 日程第14 意見案第3号 少子化の克服へ対策強化を求める意見書
- 日程第15 意見案第4号 国会議員の事務所費疑惑の徹底究明を求める意見書
- 日程第16 意見案第5号 改憲促進につながる憲法改正手続法制定の中止を求める意見書

出席議員(18名)

| | | | | | |
|----|-----|---------|-----|-----|--------|
| 議長 | 20番 | 中元 優君 | 副議長 | 6番 | 岡本 俊君 |
| | 1番 | 今利 一君 | | 2番 | 佐々木 優君 |
| | 3番 | 宮田 均君 | | 4番 | 広瀬 寛人君 |
| | 7番 | 横山 久仁雄君 | | 9番 | 野嶋 重克君 |
| | 10番 | 上田 勉君 | | 11番 | 天日 公子君 |
| | 12番 | 東海林 孝司君 | | 13番 | 千葉 健一君 |
| | 14番 | 岡野 孝則君 | | 15番 | 菊地 敏紀君 |
| | 16番 | 穴戸 義美君 | | 17番 | 北 猛俊君 |
| | 18番 | 日里 雅至君 | | 19番 | 東海林 剛君 |

欠席議員（1名）

8番 千葉 勲 君

説明員

市長 能登芳昭君
 総務部長 下口信彦君
 保健福祉部長 高野知一君
 建設水道部長 里博美君
 商工観光室長 高山和也君
 総務課長 松本博明君
 企画振興課長 岩鼻勉君
 教育委員会
 教育部長 宇佐見正光君
 農業委員会
 会長 藤野昭治君
 監査委員 松浦惺君
 公平委員会
 委員長 島強君
 選挙管理委員会
 委員長 藤田稔君

助役 石井隆君
 市民部長 大西仁君
 経済部長 大石博君
 看護専門学校長 登尾公子君
 中心街整備推進室長 細川一美君
 財政課長 鎌田忠男君
 教育委員会
 委員長 齊藤亮三君
 教育委員会
 部長 杉浦重信君
 農業委員会
 局長 大西克男君
 監査委員
 委員長 小尾徳子君
 公平委員会
 委員長 小尾徳子君
 選挙管理委員会
 委員長 藤原良一君

事務局出席職員

事務局長 桐澤博君
 書記 日向稔君
 書記 渡辺希美君

書記 大畑一君
 書記 大津諭君

午前10時03分 開議
(出席議員数18名)

開 議 宣 告

議長(中元優君) これより、本日の会議を開きます。

会議録署名議員の指名

議長(中元優君) 本日の会議録署名議員には、

広瀬寛人君
岡野孝則君

を御指名申し上げます。

諸 般 の 報 告

議長(中元優君) 事務局長をして諸般の報告をいたさせます。

事務局長桐澤博君。

事務局長(桐澤博君) - 登壇 -

議長の諸般報告を朗読いたします。

議会側提出事件については、予算特別委員会報告、総務文教委員会報告、意見案5件の提出があり、本日御配付の議会側提出件名表ナンバー2に記載のとおりでございます。

次に、市長より行政報告の申し出があり、その概要につきましては、本日御配付のとおりでございます。

以上でございます。

議会運営委員長報告

議長(中元優君) 本定例会の運営に関して、議会運営委員会より報告を願います。

議会運営委員長横山久仁雄君。

議会運営委員長(横山久仁雄君) - 登壇 -

議会運営委員会より、3月13日及び本日委員会を開催し、追加議案の取り扱いについて審議をいたしましたので、その結果を御報

告申し上げます。

追加議案は、議会側提出案件6件で、内容は付託審査案件1件、意見案5件でございます。また、事件外といたしまして、市長行政報告がございます。

いずれも本日の日程の中で御審議を願うことにいたしております。

以上を申し上げまして、議会運営委員会からの報告を終わります。

議長(中元優君) お諮りをいたします。

ただいま議会運営委員長より報告のとおり、本定例会を運営いたしたいと思えます。これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(中元優君) 御異議なしと認めます。

よって、ただいまお諮りのとおり決しました。

行 政 報 告

議長(中元優君) この際、あらかじめ申し出のありました市長の行政報告に関する発言を許可いたします。

市長能登芳昭君。

市長(能登芳昭君) - 登壇 -

議長より発言のお許しをいただきましたので、行政報告を申し上げます。

職員の懲戒処分についてであります。

地方公務員法第29条第1項及び富良野市職員懲戒処分等に関する規程第5条第1項の規定に基づき、平成19年3月15日付をもって、職員の服務、業務処理違反及び公金取り扱い不適正の非違行為に対する懲戒処分を行ったところであります。

懲戒処分の内容につきましては、平成19年4月1日より平成19年6月30日までの3カ月間、給料月額10分の1を減給処分といたしたところでございます。

内容については、次のとおりであります。

議長(中元優君) 以上で、市長の行政報告を終わります。

日程第 1

議案第 1 号～議案第 9 号、第 1 6 号、議案第 1 7 号、議案第 1 9 号～議案第 2 2 号、第 2 5 号
(予算特別委員長報告)

議長(中元優君) 日程第 1 議案第 1 号から議案第 9 号まで及び議案第 1 6 号、議案第 1 7 号、議案第 1 9 号から議案第 2 2 号、議案第 2 5 号、以上 1 6 件を一括して議題といたします。

本件 1 6 件は、予算特別委員会に付託した案件であります。予算特別委員長の報告を求めます。

予算特別委員長野嶋重克君。

予算特別委員長(野嶋重克君) - 登壇 -
予算特別委員会より、審査の経過と結果について御報告いたします。

本委員会は、3 月 8 日、議員全員をもって設置され、議案第 1 号外 1 5 件の議案審査の付託を受け、同日、正副委員長の選出を行い、3 月 1 2 日、1 3 日、1 4 日の 3 日間にわたり審査を行いました。

本会議第 1 日目に理事者から提案されました予算概要にもありますように、平成 1 9 年度一般会計、特別会計、企業会計を合わせて、総額 2 2 2 億 6 , 6 3 0 万円の平成 1 9 年度当初予算と、これに関連する付託議案について詳細な質疑を重ね、審査を行ったところであります。

審査に当たっては、国の地方財政対策などを踏まえ、各事務事業の見直し、人件費の縮減を初めとした行政改革を行い、さらに財政調整基金の運用などにより、財源補てんを行って編成された予算の状況にあって、各種事業の適正な執行の観点から質疑が行われました。

各委員からは、広域行政、移住促進事業、福祉のまちづくり事業、高齢者等緊急通報システム事業、福祉バス更新事業、老人クラブ運営費補助金、高齢者入湯料助成事業、地域

センター病院改築対策事業、市民農園管理運営、産業研修センター管理運営、中山間地域等直接支払事業、安心・安全農業推進事業、農業廃棄物処理施設事業、閑散期観光推進事業、観光公園管理、登山コース整備事業、道路維持補修、富良野道路市道五区 3 線道路改良事業、橋梁維持、河川河床しゅんせつ事業、児童生徒送迎事業、社会科副読本整備事業、小学校管理費、学校教育活動費、富良野市ことぶき大学などについての質疑が行われました。

また、介護保険特別会計においては、認定調査について、水道事業会計においては、塩素濃度基準について、ワイン事業会計においては、ワインぶどう祭り実行委員会の体制と今後の展望などについて意見が出されました。

質疑終了後、討論の申し出がなく、採決の結果、議案第 1 号から議案第 9 号まで、議案第 1 6 号、議案第 1 7 号、議案第 1 9 号から議案第 2 2 号まで及び議案第 2 5 号の付託全議案について、全会一致をもってそれぞれ原案のとおり可決すべきものと決定した次第であります。

なお、審査中述べられました意見を十分検討され、予算の適切な執行に当たられますようお願い申し上げ、審査の経過と結果の報告といたします。

以上でございます。

議長(中元優君) お諮りいたします。

本件は、委員長の報告に関する質疑及び討論は省略し、直ちに採決いたしたいと思いません。これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(中元優君) 御異議なしと認めます。

よって、本件は、質疑、討論を省略することに決しました。

これより、本件 1 6 件の採決を、起立採決により順次行います。

最初に、議案第 1 号平成 1 9 年度富良野市一般会計予算及びこれに関連する議案第 1 6

号、議案第17号、議案第19号から議案第22号まで及び議案第25号、以上8件について、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長(中元優君) 起立全員であります。

よって、本件8件は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第2号から議案第9号まで、以上8件について、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長(中元優君) 起立全員であります。

よって、本件8件は、原案のとおり可決されました。

日程第2

議案第23号 富良野市スポーツ振興審議会条例の廃止について

議長(中元優君) 日程第2 議案第23号富良野市スポーツ振興審議会条例の廃止についてを議題といたします。

これより、本件の質疑を行います。

質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(中元優君) なければ、以上で本件の質疑を終わります。

討論を省略いたします。

お諮りいたします。

本件に御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(中元優君) 御異議なしと認めます。

よって、本件は、原案のとおり可決されました。

日程第3

議案第24号 富良野市青少年問題協議会条例の廃止について

議長(中元優君) 日程第3 議案第24

号富良野市青少年問題協議会条例の廃止についてを議題といたします。

これより、本件の質疑を行います。

質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(中元優君) なければ、以上で本件の質疑を終わります。

討論を省略いたします。

お諮りいたします。

本件に御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(中元優君) 御異議なしと認めます。

よって、本件は、原案のとおり可決されました。

日程第4

議案第26号 富良野市重度心身障害者及びひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例の一部改正について

議長(中元優君) 日程第4 議案第26号富良野市重度心身障害者及びひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

これより、本件の質疑を行います。

質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(中元優君) なければ、以上で本件の質疑を終わります。

討論を省略いたします。

お諮りいたします。

本件に御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(中元優君) 御異議なしと認めます。

よって、本件は、原案のとおり可決されました。

日程第5

議案第28号 指定管理者の指定に

ついて

議長（中元優君） 日程第5 議案第28号指定管理者の指定についてを議題といたします。

これより、本件の質疑を行います。

質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（中元優君） なければ、以上で本件の質疑を終わります。

討論を省略いたします。

お諮りいたします。

本件に御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（中元優君） 御異議なしと認めます。

よって、本件は、原案のとおり可決されました。

日程第6

議案第29号 上川教育研修センター組合規約の変更について

議長（中元優君） 日程第6 議案第29号上川教育研修センター組合規約の変更についてを議題といたします。

これより、本件の質疑を行います。

質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（中元優君） なければ、以上で本件の質疑を終わります。

討論を省略いたします。

お諮りいたします。

本件に御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（中元優君） 御異議なしと認めます。

よって、本件は、原案のとおり可決されました。

日程第7

議案第30号 市道路線の認定及び

廃止について

議長（中元優君） 日程第7 議案第30号市道路線の認定及び廃止についてを議題といたします。

これより、本件の質疑を行います。

質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（中元優君） なければ、以上で本件の質疑を終わります。

討論を省略いたします。

お諮りいたします。

本件に御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（中元優君） 御異議なしと認めます。

よって、本件は、原案のとおり可決されました。

日程第8

議案第31号 中富良野町町道路線の行政界を超える認定承認及び道路管理の協議について

議長（中元優君） 日程第8 議案第31号中富良野町町道路線の行政界を超える認定承認及び道路管理の協議についてを議題といたします。

これより、本件の質疑を行います。

質疑ございませんか。

3番宮田均君。

3番（宮田均君） 議案第31号について、中富良野と富良野がこの議案が通ると協議に入るということで、その協議する内容について、締結されたときに、これから協議される内容について、どういうことについて協議されるのか、お聞かせください。

議長（中元優君） 御答弁願います。

建設水道部長里博美君。

建設水道部長（里博美君） 宮田議員の御質問にお答えします。

基本的に協議する部分につきましては、ま

ず流末がないということで、基本的に工事にかかった流末をどこに流すのかというのが、1点協議でございます。

この部分については、町境の中で、中富と富良野の境界に走っている川、八号沢がございます。あそこに落とせる部分を含めまして、協議をすることになってございます。

以上でございます。

議長（中元優君） よろしいですか。

3番宮田均君。

3番（宮田均君） 今の回答の中で、八号川とおっしゃったのですが、そこら辺の、多分、八号沢川の間違いかと思うのですが、そこら辺、訂正をお願いしたいと思いません。

議長（中元優君） 御答弁願います。

建設水道部長里博美君。

建設水道部長（里博美君） 私も八号沢と言ったつもりでございます。間違いございません。八号沢でございます。

議長（中元優君） 3番宮田均君。

3番（宮田均君） もともと八号沢の方の国有林の自衛隊の演習地とか、そちらから流れていた水が道路を横断しまして、八号沢に流れていた関係がありましたが、東部土地改良、あるいは何かの理由で、いまだその水が八号沢に流れていないと。布礼別川の方に流れてきている事実がございます。

このことについて、今おっしゃったような協議内容で、しっかりと八号沢川に流れる、やはり協議の内容、これをしっかりやっていたきたいと思いたしますが、その点についてお聞きをいたします。

議長（中元優君） 御答弁願います。

建設水道部長里博美君。

建設水道部長（里博美君） 議案第31号の資料3の図面のとおり、この路線に八号沢川がタッチしてございます。一番最短距離で150メートル、ここについては横断管が昔あったわけでございますけれども、今、升が入ってございます。それを含めまして、今は雪の中で見えませんが、現地を確認し

て、八号沢に落とせるように協議してまいりたいと考えてございます。

議長（中元優君） 3番宮田均君。

3番（宮田均君） 今の八号沢に落とすという協議内容であったわけなのですが、これはどうしても協議内容的には、八号沢に落とすという前提で、この水が布礼別川に落ちてくるような協議内容になってくると、これに賛成するわけにはいかない。

ですから、協議内容的には、強い意思を持って、やはりもとの八号沢川に戻すという協議内容にする、市の方としては、きちんと決めていくという意味というのが見えなければ、この内容について、協議については賛成しかねるということなのですけれども、その点についてどうでしょう。

議長（中元優君） 御答弁願います。

建設水道部長里博美君。

建設水道部長（里博美君） 今回提出しました区域は、150メートル、これは八号沢川までの管理協定でございますので、それから超えて協議をするということにはないと私も判断してございます。

八号沢川の方の幅の中で協議をするので、最終的には、流末はそこに落とす協議はする予定でございます。

議長（中元優君） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（中元優君） なければ、以上で本件の質疑を終わります。

討論を省略いたします。

お諮りいたします。

本件に御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（中元優君） 御異議なしと認めます。

よって、本件は、原案のとおり可決されました。

日程第9

議案第32号 富良野市議会委員会

条例の一部改正について

議長（中元優君） 日程第9 議案第32号富良野市議会委員会条例の一部改正についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

8番横山久仁雄君。

8番（横山久仁雄君） - 登壇 -

議案第32号富良野市議会委員会条例の一部改正について、提案理由の説明を申し上げます。

議案第32号富良野市議会委員会条例の一部改正については、日里雅至議員外5名の議員の御賛同を得まして、地方自治法第112条及び富良野市議会会議規則第13条の規定に基づき、提案するものです。

本件につきましては、地方自治法の一部を改正する法律が平成18年11月24日から施行されたことに伴う改正であります。

条文の改正内容につきましては、目次はこれまで条が明記されていないため条を追加するものです。

第2条、常任委員会の名称、委員定数及びその所管、以後の改正は、地方自治法及び議員定数条例の改正に基づくもので、委員会の定数を議員定数の削減にあわせ、3常任委員会それぞれ6名としようとするものです。

なお、地方自治法の改正では、常任委員会の複数所属に対する制限が廃止されておりますが、今の3常任委員会を維持し得る範囲内で定数を定めたため、1議員、1常任委員会へ所属することに決定したところであります。

第7条、議員の選任、第1項につきましては、議長が会議に諮って選任する者を議長が指名することにより、閉会中の指名ができるようただし書きを加える改正であります。

同条第3項は、委員会所属の変更の指定について第1項同様に閉会中の変更ができるよう、ただし書きを加えるものであります。

第12条については、委員長、副委員長、議会運営委員及び特別委員と規定されていた

ものを、委員長及び副委員長、委員と改正するほか、閉会中における辞任を議長が許可できるようにただし書きを加えるものです。

附則では、改正条例の施行期日を公布の日からとするものですが、第2条、常任委員会の名称、委員定数及びその所管の改正規定の適用については、この条例の施行の日以後に、初めてその期日を告示される一般選挙の後から適用しようとするものです。

議員各位におかれましては、よろしく御審議の上、御賛同賜りますようお願いを申し上げます。

議長（中元優君） これより、本件の質疑を行います。

質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（中元優君） なければ、以上で本件の質疑を終わります。

討論を省略いたします。

お諮りいたします。

本件に御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（中元優君） 御異議なしと認めます。

よって、本件は、原案のとおり可決されました。

日程第10

議案第33号 富良野市議会会議規則の一部改正について

議長（中元優君） 日程第10 議案第33号富良野市議会会議規則の一部改正についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

8番横山久仁雄君。

8番（横山久仁雄君） - 登壇 -

議案第33号富良野市議会会議規則の一部改正について、提案理由の説明を申し上げます。

議案第33号富良野市議会会議規則の一部改正については、日里雅至議員外5名の議員

の御賛同を得まして、地方自治法第112条及び富良野市議会会議規則第13条の規定に基づき、提案をするものです。

本件につきましては、地方自治法の一部を改正する法律が平成18年11月24日から施行されたことに伴う改正であります。

条文の改正内容につきましては、目次はこれまで条が明記されていないため条を追加するもので、以後の改正は、地方自治法の改正に伴う改正であります。

第13条に第3項を加える改正は、委員会の議案提出権を認める改正であり、委員長が議長に議案を提出する際に必要な手続を規定するものです。

第72条第2項は、参照となる地方自治法の改正に伴い項の変更に伴う改正であります。

第100条、資格決定の審査については、委員会付託をしなければならない規定を省略することができない旨の文言整理をするものです。

第110条、懲罰の審査についても、同様の改正をするものであります。

第116条、会議録の記載事項については、電磁的記録による会議録の作成を認める改正です。なお、電磁的記録とは、電子的方式、電磁的方式で、そのほか人の知覚によって認識できない方式で作成される記録であって、電子計算機による情報処理の用に供するものを言うものであります。

以下、本条から第119条までの改正は、電磁的記録による会議録を作成する場合における改正となります。

第117条、会議録の配付も、会議録に記載した書面または当該事項を記録した磁気ディスクを作成し、議員及び関係者に配付することができる改正です。

第118条、会議録に記載しない事項は、書面に記載または電磁的に記録しないことを規定するものであります。

第119条、会議録署名議員は、これまで署名をもって行っていたものを、署名にかわ

る措置をとらなければならないため、所要の改正を行うものであります。

附則では、これらの改正の施行期日を公布の日からとするものであります。

議員各位におかれましては、よろしく御審議の上、御賛同賜りますようお願いを申し上げます、提案説明といたします。

議長（中元優君） これより、本件の質疑を行います。

質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（中元優君） なければ、以上で本件の質疑を終わります。

討論を省略いたします。

お諮りいたします。

本件に御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（中元優君） 御異議なしと認めます。

よって、本件は、原案のとおり可決されました。

日程第11

議案第18号 市立富良野図書館条例の全部改正について
（総務文教委員長報告）

議長（中元優君） 日程第11 議案第18号市立富良野図書館条例の全部改正についてを議題といたします。

本件は、総務文教委員会に付託した案件であります。

本件に関し、委員長の報告を求めます。

総務文教委員長東海林剛君。

総務文教委員長（東海林剛君） - 登壇 -
総務文教委員会より、本定例会第2日目に付託されました議案第18号市立富良野図書館条例の全部改正についてに対する審査の経過と結果を御報告申し上げます。

この条例改正案は、富良野市情報の共有と市民参加のルール条例の施行に伴い定められた富良野市審議会等の設置及び運営に関する

事務取り扱い指針に基づき、図書館協議会を廃止して、社会教育委員の会議に統合するとともに、富良野市公の施設設置条例標準例に従い、現条例に不足している規定などを新たに追加し、その他文言の整理を含む全部改正案であります。

本委員会では、担当部局に対し、本定例会に条例の全部改正を提出に至った経過及び本条例の解釈と運用などについて説明を求め、短期間ではありましたが慎重に審議を進めてまいりました。

審査の中では、図書館協議会が図書館運営に関して館長の諮問に応じ、図書館方針について意見を述べる機関として位置づけられていることから、これまでの協議会活動と社会教育委員の会議との関連性について議論し、図書館利用サークルとの協議会のかかわりや、図書館内のサークル室などの施設使用許可などについても意見が出されました。

また、図書館協議会を残し、より図書館活動を活性化すべきではないかとの意見もありましたが、今後、教育委員会が図書館利用サークルの代表者との定期的会合を行い、図書館の運営等について、利用者の意見の集約を図り、利用者の声が社会教育委員の会議に十分に伝わるよう配慮することで意見の一致を見た次第であります。

協議の結果、第7条、施設使用の許可については、使用できる者を明確にするための項を追加することで他の条例との整合性を図るとともに、読み聞かせ室は、現状の実態に沿うよう、その使用の際に特別な許可を要しない施設として本条文の規定から削除するものとし、一部修正の上可決すべきものと決定をいたしました。

修正案は、別紙のとおりであります。

修正案であります。第7条中第1項、読み聞かせ室、これは許可を要しない施設として1フロア、同じフロアの一角にあるというように、これについては実態に沿うように、これは許可を要しない施設となるということであります。これを削って、同条第2

項を第3項とし、同項の前に次の第1項を加えるということで、2項を追加をいたしました。

前項に規定する使用者とは、次の各号に掲げるものとする。ただし、委員会が特に認めるときは、この限りではない。

(1) 市の区域内に住所を有する者で構成する読書団体のうち、委員会が認めたもの。

(2) 市の区域内に住所を有する者で構成する文芸及び美術に係る団体のうち、委員会が認めたものということで、使用者の範囲を規定したものであります。これについては、現在規則では規定されているものを条例に格上げしたということで、ほかの条例との整合性を図るものであります。

以上、総務文教委員会からの報告といたします。

議長(中元優君) これより、本件の質疑を行います。

質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(中元優君) ないようですので、本件の質疑を終わります。

討論を省略いたします。

お諮りいたします。

本件について、委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(中元優君) 御異議なしと認めます。

よって、本件は、委員長報告のとおり可決することに決しました。

日程第12

意見案第1号 特定健診・特定保健指導に関する意見書

議長(中元優君) 日程第12 意見案第1号特定健診・特定保健指導に関する意見書を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

8番横山久仁雄君。

8 番（横山久仁雄君） - 登壇 -

特定健診・特定保健指導に関する意見書は、日里雅至議員外 5 名の諸君の御賛同を得て提出するものでございます。

今回の特定健診・特定保健指導は、長年にわたる保健事業に対する詳細な検討もないまま、健診項目をメタボリック・シンドロームに特化し、達成状況のいかんでは、後期高齢者医療制度に対して拠出する支援金がペナルティーとして増額されるなど、さまざまな問題を包含しております。

よって、以下の事項について意見を強く要望いたします。

一つ、健康日本 21 の目的達成、とりわけ基本健診、がん検診の実施率を高めることについて国として全力を挙げ、対策を講じること。

一つ、平成 22 年以降も基本健診を継承しながら、特定健診・特定保健指導の拙速な実施を見合わせ、十分な医学的検証と国の負担を含めた費用負担のあり方について再検討を行うこと。

一つ、特定健診や特定保健指導の実績が保険者へのペナルティーとなってはね返るような制度のあり方を見直すこと。

一つ、健診データの漏えいなどの危険に対し、国民が安心して信頼できる内容・管理方法を明確にすること。

一つ、保健予防活動は、国の責任のもとに実施されるべき公衆衛生活動の一環であることを確認し、保健予防活動を充実させる方向で国の施策を立案すること。

以上申し上げまして、提案理由といたします。

よろしく御賛同賜りますよう、お願いを申し上げます。

議長（中元優君） これより、本件の質疑を行います。

質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（中元優君） なければ、以上で本件の質疑を終わります。

討論を省略いたします。

お諮りいたします。

本件に御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（中元優君） 御異議なしと認めます。

よって、本件は、原案のとおり可決されました。

直ちに関係機関に送付いたします。

日程第 13

意見案第 2 号 後期高齢者医療制度の充実を求める意見書

議長（中元優君） 日程第 13 意見書案第 2 号後期高齢者医療制度の充実を求める意見書を議題といたします。

提案者の説明を求めます。

18 番日里雅至君。

18 番（日里雅至君） - 登壇 -

後期高齢者医療制度の充実を求める意見書は、横山久仁雄議員外 5 名の議員の御賛同を得、会議規則第 13 条の規定により提出するものであります。

後期高齢者医療制度の充実を求める意見書は、昨年 6 月国会で成立した医療制度改革関連法により、現在の老人保健法が廃止される。かわって新たな後期高齢者医療制度が、北海道内すべての市町村が参加する広域連合を運営主体に 2008 年 4 月から施行され、対象者全員から原則として医療保険料を徴収し、さらに診療報酬体系も 74 歳以下の高齢者と別立てになる。

新たな後期高齢者医療制度は、その心身の特性や生活実態等を踏まえるという同法の趣旨にのっとり、後期高齢者の健康と生命を守り得るものでなければならない。

以上により、後期高齢者の命と健康を守り、充実した医療制度になるよう、下記の 4 点の事項を強く要望する。

1、後期高齢者医療制度は、日本国憲法第 25 条の生存権を保障し、いつでも、だれも

が平等に医療を受けることができるよう地域による医療格差を生じさせないこと。

2、国民年金受給者などの低所得者に対し、保険料や窓口一部負担の減免を行うなど、十分な配慮を行うこと。

3、広域連合の運営は、後期高齢者の意思を十分反映させ、透明性の確保に努め、また、情報公開請求の際には、速やかに情報を公開すること。

4、市町村に課せられた運営負担割合を少なくすることでありませぬ。

議員各位には、よろしく御審議のほど御賛同賜りますよう、よろしくお願いをいたします。

議長（中元優君） これより、本件の質疑を行います。

質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（中元優君） なければ、以上で本件の質疑を終わります。

討論を省略いたします。

お諮りいたします。

本件に御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（中元優君） 御異議なしと認めませぬ。

よって、本件は、原案のとおり可決されました。

直ちに関係機関に送付いたします。

日程第14

意見案第3号 少子化の克服へ対策強化を求める意見書

議長（中元優君） 日程第14 意見案第3号少子化の克服へ対策強化を求める意見書を議題といたします。

提出者の説明を求めませぬ。

2番佐々木優君。

2番（佐々木優君） - 登壇 -

意見案第3号につきましては、天日公子議員外5名の皆さんの賛同を得て提出いたしま

す。

少子化の克服へ対策強化を求める意見書。

我が国の2005年の合計特殊出生率は1.25となり、過去最低を5年連続更新し、少子化傾向に歯どめがかかっていません。中でも北海道は1.15で、東京の1.00に次いで2番目に低く、深刻な事態となっています。

既に出生率を上げているドイツやフランスでは、仕事と子育ての両立を図り、性や雇用形態による差別をなくす均等待遇推進の雇用政策、経済的負担を減らす家族政策など、総合的視点から社会のあり方を変える位置づけで取り組みを進めています。

よって、政府や北海道は、既に出生率を引き上げているヨーロッパ諸国や福井県などの経験に学び、仕事と子育て、家庭の両立支援を強める少子化対策を強力に推進すべきであります。

記として、1番に、長時間労働をなくし、家庭生活との両立ができる働き方のルールを確立すること。

二つ目、激増する非正規雇用は、青年のワーキングプアを広げているので、青年に安定した仕事を確保すること。

三つ目、男女差別や格差をなくし、女性が働き続けられるようにすること。

四つ目、行き届いた保育や学童保育が実現するよう支援を強めること。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出いたします。

御賛同賜りますよう、よろしくお願いをいたします。

議長（中元優君） これより、本件の質疑を行います。

質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（中元優君） なければ、以上で本件の質疑を終わります。

討論を省略いたします。

お諮りいたします。

本件に御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(中元優君) 御異議なしと認めます。

よって、本件は、原案のとおり可決されました。

直ちに関係機関に送付いたします。

日程第15

意見案第4号 国会議員の事務所費
疑惑の徹底究明を求める意見書

議長(中元優君) 日程第15 意見案第4号国会議員の事務所費疑惑の徹底究明を求める意見書を議題といたします。

提案者の説明を求めます。

2番佐々木優君。

2番(佐々木優君) - 登壇 -

意見案第4号につきましては、岡本俊議員外4名の皆さんの賛同を得て提出いたします。

国会議員の事務所費疑惑の徹底究明を求める意見書。

現職閣僚や一部政党の幹部議員までに広がった事務所費疑惑に国民の批判が高まっています。マスメディアの世論調査でも、疑惑の実態が解明されていないが85%に上っております。家賃のかからない国会の議員会館に政治団体の主たる事務所を置きながら、政治資金収支報告書に年間数千万もの巨額の仕事所費を計上していることは、現行の政治資金規正法に照らしても、違法、脱法の疑いが持たれております。

政治資金規正法は、政治活動には5万円以上の支出に領収書の添付を求めているが、事務所費など経常経費には総額の報告を求めているだけで、領収書の添付を求めていません。事務所費に領収書を求めているのは、その用途が家賃や電話代などの固定的経費に限定されているからであります。

同時に、事務所費であっても、政治団体は帳簿への記録と領収書の徴収を義務づけられている。この趣旨に照らせば、家賃がかから

ず、都内なら電話代もかからない議員会館に主たる事務所を置きながら、1,000万円を超える巨額の仕事所費が計上されていること自体、極めて不自然であります。

政治資金規正法の立法趣旨は、政治活動の公明と公正を確保することにあります。

したがって、政治団体は、国民の浄財である政治資金の収支を常に明らかにして、国民の判断にゆだねるべきです。いやしくも国民の疑惑を招くことのないようにすべきです。

よって、政府と国会、関係政党と議員に、以下のことを求めるものであります。

1、現職閣僚にかかわる疑惑は、閣僚個人とともに、任命権者である首相が責任を持って調査し、結果を公表すること。

二つ、関係政党と議員は、自浄能力を発揮し、保管義務のある帳簿と領収書を示すなど、国民への説明責任を果たすこと。

三つ目、現行法でも違法、脱法の疑惑のある問題であり、政治への信頼回復がかかった重い課題として、法改正が必要などと説明を回避、先送りせず、速やかに徹底説明すること。

以上、地方自治法第99条の規定に基づいて、意見書を提出いたします。

御賛同いただきますように、よろしく願います。

議長(中元優君) これより、本件の質疑を行います。

質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(中元優君) なければ、以上で本件の質疑を終わります。

討論を省略いたします。

お諮りいたします。

本件に御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(中元優君) 御異議なしと認めます。

よって、本件は、原案のとおり可決されました。

直ちに関係機関に送付いたします。

日程第 16

意見案第 5 号 改憲促進につながる
憲法改正手続法制定の中止を求める
意見書

議長（中元優君） 日程第 16 意見案第 5 号改憲促進につながる憲法改正手続法制定の中止を求める意見書を議題といたします。

提案者の説明を求めます。

2 番佐々木優君。

2 番（佐々木優君） - 登壇 -

意見書案第 5 号につきましては、横山久仁雄議員外 4 名の皆さんの賛同を得て提出いたします。

改憲促進につながる憲法改正手続法制定の中止を求める意見書。

安倍首相は、就任早々、みずからの任期中 5 年以内の改憲を表明し、今国会で改憲の手続法案である国民投票法案を成立させ、7 月の参議院議員通常選挙では、改憲を争点に据えると明言しております。

したがって、今国会で国民投票法案の成立が改憲につながるものであることは明らかであります。

この手続法は、最低投票率の規定がなく、国民の 2 割台の少数の賛成でも改憲できる。二つ目に、公務員や教育者への規制を設け、すべての国民に自由な運動が保障されていない。三つ目に、有料のテレビ、ラジオ、新聞などの広告が、資金力のある財界や改憲推進勢力に独占される危険性がある。四つ目に、改憲案への国民の周知、広報を、改憲推進政党主導で行う仕組みが盛り込まれているなど、改憲案を通しやすくする不公平で非民主的な仕組みとなっております。

よって、このような憲法 9 条改悪につながる改悪手続法案制定の中止を求めるものであります。

以上、地方自治法第 99 条の規定に基づきまして、意見書を提出いたします。

賛同賜りますように、よろしく願いを申

上げます。

議長（中元優君） これより、本件の質疑を行います。

質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（中元優君） なければ、以上で本件の質疑を終わります。

討論を省略いたします。

お諮りいたします。

本件に御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（中元優君） 御異議なしと認めます。

よって、本件は、原案のとおり可決されました。

直ちに関係機関に送付いたします。

以上で、本日の日程を終わり、本定例会の案件は、すべて終了いたしました。

市長 あいさつ

議長（中元優君） この際、市長よりごあいさつの申し出がありますので、これを受けたいと思います。

市長能登芳昭君。

市長（能登芳昭君） - 登壇 -

平成 19 年度第 1 回定例会の閉会に当たしまして、お許しをいただき、ごあいさつを申し上げる機会をいただきましたことに対しまして、厚くお礼申し上げますとともに、議員の皆様へ一言お礼を申し上げたいと存じます。

去る 2 月の 26 日から開会いたしました平成 19 年第 1 回定例会におきまして、平成 19 年度各会計予算を初め 32 件の提出案件に対しまして、慎重な御審議をいただき、議決並びに承認を賜りましたことに対しまして、厚くお礼を申し上げます次第でございます。

また、市政執行にかかわります代表質問、一般質問などを通じまして、貴重な御意見を賜りましたことに対しましても、重ねて厚くお礼を申し上げます。

本年は、本市におきまして山積する課題も多く、財政的にも厳しい状況ではありますが、計画的な行政運営を基調に、財政の健全化を早急に進めながら、各種施策の展開を図ってまいり所存でございます。

また、議員の皆様におかれましては、本年4月は改選期に当たるわけですが、この4年間の本市の発展と地方自治の振興に御尽力をいただき、市政に大きな発展を見ることができましたことに対しまして、ひとえに議員皆様方の幅広い御提言のたまものと感謝を申し上げる次第でございます。

特に、今限りで御勇退されます議員の皆さんにおかれましては、これまでの市政全般にわたりまして適切な御指示、御協力をいただきましたことに対しましても、深く感謝を申し上げる次第でございます。

今後とも市民の視点に立ち、これまでと変わらぬ御指導、御助言を賜りますようお願い申し上げます。

また、4月の選挙に立起されます議員の皆様には、今日まで築き上げてこられました実績をもとに、御当選されますことを心から御祈念を申し上げます。

最後になりましたけれども、議員皆様方の御健勝での御発展と御活躍を御期待申し上げ、まことに措辞でございますが、お礼の言葉とさせていただきます。

ありがとうございます。

議 長 あ い さ つ

議長（中元優君） - 登壇 -

19年第1回定例会の閉会に当たり、一言ごあいさつを申し上げます。

議員各位におかれましては、議会活動を通じて、議会運営、議会の活性化に御協力を賜り、厚くお礼を申し上げます。

今定例会に提案されました議案を初め、代表質問、一般質問においても、多くの議論をいただいたところであります。今年は、市民対応を進めながらまちづくりを推進していた

だきたく思います。

議員各位、理事者、行政諸君、説明員の皆様の一層の御活躍を願うところであります。

さて、能登市長が誕生され、市政を担当され、非常に厳しい財政運営の中、市民参加のまちづくりに御尽力を願う次第であります。

さて、ことしは統一地方選挙の年でありませぬ。議員の選挙もあるわけでありまして、今年には勇退をする方、あるいは、さらに立起をされる議員の皆さんがございませぬ。今までの議会活動に御尽力を賜り、厚くお礼を申し上げる次第であります。今後、一層の御活躍を期待いたす次第であります。

結びに、議員各位、理事者、行政職、報道機関、市民の皆さんには、健康に十分留意されることを御祈念申し上げまして、ごあいさつといたしたいと思ひませぬ。

ありがとうございました。

閉 会 宣 告

議長（中元優君） これをもって、平成19年第1回富良野市議会定例会を閉会いたします。

午前10時59分 閉会

上記会議の記録に相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成19年3月19日

議 長 中 元 優

署名議員 広 瀬 寛 人

署名議員 岡 野 孝 則